

公 示 日 : 2024 年 12 月 4 日 (水)

調達管理番号 : 24a00789

国 名 : エチオピア

担 当 部 署 : 地 球 環 境 部 水 資 源 グ ル ー プ 水 資 源 第 二 チ ー ム

調 達 件 名 : エチオピア国アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト終了時評価調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 1 月下旬から 2025 年 4 月上旬
- (2) 業務人月 : 1.20
- (3) 業務日数 : 準備業務 現地業務 整理業務
5 日 21 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2024 年 12 月 18 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8

[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 10 月追記版）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024 年 12 月 27 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	エチオピア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：

黄熱に感染する危険のある国から来る、生後 9 か月以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。黄熱に感染する危険のある国です。アファール (Afar) 州及びソマリ (Somali) 州以外に渡航する、生後 9 か月以上のすべての渡航者に黄熱の予防接種が推奨されています。

6. 業務の背景

エチオピア国政府は、2016 年に国家 5 カ年計画である成長と構造改革計画 II (2016 年～2020 年) (Growth and Transformation Plan II。以下「GTP II」という。) を策定し、2020 年までに国内全体で安全な水へのアクセス率を 83% (都市部：75%、村落部：85%) まで改善する目標を立て、水資源開発及び給水事業を実施した。一方、エチオピア全国の安全に管理された水源へのアクセス率は 4.5% (2000 年) から 12.6% (2020 年) に改善されつつあるものの、依然としてサブサハラアフリカ諸国平均の 30.0% (2020 年) と比較して低い状況にある。

特に都市部においては急激な人口増加に対して水道整備が追い付いていない。エチオピアの都市人口の約 25% が集中する首都アディスアベバ市では年間 3.8% の増加率で人口が増加しており、これに伴って水需要も急増している。アディスアベバ市の水道事業を担うアディスアベバ上下水道公社 (Addis Ababa Water and Sewerage Authority。以下「AAWSA」という。) は、2011 年に策定した「BUSINESS PLAN 2011-2020」において 2020 年度の計画給水量を 76.3 万 m³/日とし、急増する水需要に対応すべく新規水源開発及び浄水場建設に着手するとともに、既存の水源を最大限活用するため、市全体の無収水率を 20% まで削減することを目標とした。しかしながら、予測を上回る人口増加によって 2020 年現在の水需要は 80 万 m³/日を超えていると推計される一方で、大規模な水源開発事業は未だ計画策定段階にあり、浄水施設能力は 48.6 万 m³/日程度と、足下の需給逼迫に

対応出来ていない。また、無収水率も 2020 年時点で約 40%と高止まりし、内、およそ 7 割が物理漏水として有効活用されていない。

エチオピア水セクターにおける国家最上位政策である「Water Resources Management Policy」において、水道事業は水道料金によってフルコスト・リカバリーが達成されることが原則とされている。AAWSA は漸次的なフルコスト・リカバリーの達成と、水道施設の建設・整備に必要な財源の 25%を経常利益から捻出することを 2020 年までの経営目標として掲げているものの、過去 11 年間の資本的支出の約 80%をアディスアベバ市の補助金に依存している。現在の料金徴収率は約 92%であるものの、水道料金が約 6 円/m³～85 円/m³（利用水量に応じた逡増性）と低水準に抑えられており、フルコスト・リカバリー達成のためには水道料金値上げが必要である。しかしながら、間欠給水や水圧不足に代表される低サービス水準によって計画されていた水道料金値上げを実現できず、市の財政に依存した水道事業経営が行われている。

以上の状況のもと、「アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト」（以下、本事業という。）は無収水対策を通じて既存の水資源を有効活用することで逼迫する水需要に対応し、GTP II で重点分野とされた都市水道事業における給水サービスの改善に貢献するために、AAWSA の無収水対策の実施・管理能力を強化することを目標として実施している。AAWSA は本事業によって策定する費用対効果を踏まえた無収水削減計画に沿って合理的な無収水対策事業を実施することで経営効率を高めるとともに、給水サービスの向上を通じて水利利用者の支払い意思を高めることで収益基盤を強化し、以て健全な水道事業経営の実現が期待される。なお、AAWSA は無収水率を 20%に低減することを経営目標として掲げており、本事業内容と整合するとともに、水道事業はフルコスト・リカバリーの原則の下で運営されることを規定するエチオピア国の国家政策にも合致する。

本事業は 2021 年から 2025 年を協力期間として開始され、アディスアベバ市において、AAWSA のパイロット支局¹における無収水測定体制を構築し（成果 1）、支局の無収水対策実施・管理能力及び費用対効果分析能力を向上させ（成果 2, 3）、他支局へ成果の水平展開を行う（成果 5）とともに、AAWSA 本部の経営マネジメント能力を向上させる（成果 4）ことにより、AAWSA の無収水対策実

¹ AAWSA はアディスアベバ市内を 8 つの支局に分けて管轄しており、これら 8 つの支局の内、他の援助機関等との活動と重複しない 1 支局をパイロット支局として選定することとしたが、今後 12 支局に再編されるため、将来計画の支局境界に合わせた支局を選定した。

施・管理能力強化を図っており、現在コンサルタントを随時派遣中である。今回実施する終了時評価調査は、2025年8月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1） 準備業務（2025年1月下旬～2025年2月中旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、前期までの業務完了報告書、合同調整委員会議事録、モニタリングシート、活動実績資料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス²等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他エチオピア側関係機関、他開発パートナー等）に対する質問票（英文）を提案する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

（2） 現地業務（2025年2月下旬～2025年3月中旬）

- ① JICAエチオピア事務所等との打合せに参加する。

² 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ エチオピア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配付した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 別途 JICA から提供するクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」のモニタリングシートを用いて、既存資料も活用しつつ、可能な範囲で AAWSA の水道サービスの状況（パフォーマンス指標）及び経営状況（財務指標）を把握する。
- ⑤ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑥ 各ヒアリングの議事録を作成する。
- ⑦ 準備並びに上記③、④及び⑤で得られた結果をもとに、他の調査団員及びエチオピア側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑧ 調査結果や他団員及びエチオピア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑨ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑩ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑪ 現地調査結果の JICA エチオピア事務所等への報告に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。

（3） 整理業務（2025 年 3 月下旬～2025 年 4 月上旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2025年4月7日(月)までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 評価報告書(英文)
- ② 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年10月追記版))」の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年2月25日～3月17日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA エチオピア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (エチオピア事務所よりポケット wifi 貸出可)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第二チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・エチオピア国アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト モニタリングシート ver. 6
 - ・エチオピア国アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト R/D
 - ・エチオピア国アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト 第1～3期業務計画書
 - ・エチオピア国アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト 第2期業務進捗報告書 (案)
 - ・エチオピア国アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト 第1～4回合同調整委員会協議議事録

- ・エチオピア国アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト 第1～3回本邦技術研修報告書
- ・エチオピア国アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト AAWSA からのレター (Letter of confirmation for evaluation of the Project) 及び JICA からの返答レター

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・エチオピア国アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043780.html>

- ・エチオピア国アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト 事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_1700249_1_s.pdf

- ・JICA グローバル・アジェンダ クラスタ事業戦略「水道事業体成長支援」

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/index.html>

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上